

監査公表第21号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成29年3月28日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 鈴木 達雄

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
監査委員事務局

第3 監査に当たった監査委員
近藤 隆、鈴木達雄

第4 監査の期間
平成29年1月24日～平成29年3月27日

第5 監査の方法
平成28年度の監査実施計画に基づき上記の部局に係る今年度実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、業務執行状況等について確認するため、事務室の現地査察を実施した。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程においてふれたところであるが、以下の項目を意見として発表する。
監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

【監査委員事務局】

意見

- 1 年度当初に計画する監査等実施計画に基づき、全庁的に計画的な監査等が行われているところである。しかし、地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等に関する監査については、その対象とする団体数も多いことから、定期的に実施できていない状況にある。対象団体には財政援助団体等であることを促すとともに、公費が適正、経済的、効率的、有効的に使われているか確認するため、計画的な監査に配慮されたい。
- 2 地方自治法の一部改正（今国会で審議中）により、監査制度の改正が見込まれている。条例、監査基準等の整備を含め、監査委員制度の充実強化に努められたい。